

毎週火、金曜日発行（但休日と当るとは強日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示 土地改良事業計画等の縦覧

- 土地の公用廃止
- 家畜人工授精師の免許
- 結核病等の検査等の実施
- 鳥取県職業訓練所訓練生の募集
- 昭和三十八年三月五日付け鳥取県教育委員会告示第十三号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第百十五号

昭和三十八年二月六日付けで鳥取市上段 坂出民蔵ほか十四人の者から申請のあつた上段土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査し

た結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
  - （一）土地改良事業計画書の写
  - （二）定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
  - 昭和三十八年三月十九日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
  - 鳥取市役所
- 四 異議の申出
  - 利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第百十六号

昭和三十八年一月二十八日付けで西伯郡西伯町大字原

坪内寛正ほか十五人の者から申請のあつた西原町原土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十八年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

↳ 土地改良事業計画書の写

↳ 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十八年三月十九日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人において、この決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十七号

北条川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（かんがい排水）は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十八年三月十九日認可した。

昭和三十八年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十八号

次の土地は、昭和三十八年三月十九日から公用を廃止した。

昭和三十八年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所 在 地 地 目 面 積

鳥取県岩美郡岩美町大字大谷 雑種地 二、四八九坪  
 鳥取県岩美郡岩美町大字大谷 雑種地 二、四八九坪  
 字東町田浜二、一八二ノ二三 雑種地 二、四八九坪  
 五番地先から西東町田浜二、一八二ノ二五八番地先まで 雑種地 八〇

鳥取県気高郡気高町大字奥沢見字鈿子口一、三三三番地の中 一、七四三坪 六三

鳥取県境港市佐斐神字砂浜一ノ五番地先から北字砂浜四二九ノ九番地先まで 五、〇〇三坪 六六

鳥取県境港市小篠津字上灘一ノ四番地先から北字下灘二九七ノ一一番地先まで 四、六三二坪 一七

鳥取県境港市新屋字川向前三、四、五ノ二番地先から北字川向前三、三四五ノ九番地先まで 六三一坪 八九

鳥取県米子市大篠津字東五七ノ二番地先から北字高場八五ノ二番地先まで 一〇、〇三五坪 三五

鳥取県米子市和田字浜田灘東一ノ一番地先から北字御崎川尻北三、〇九九ノ一番地先まで 五、三九九坪 九四

鳥取県米子市富益字新開（一ノ三番地先から北字新開（一三三）二二六ノ一番地先まで） 一四、八四九坪 七〇

鳥取県米子市夜見字砂浜三、〇八八ノ二番地先から北字砂浜田三、一〇四ノ二番地先まで 一九、二五三坪 二三

計 六四、〇三九坪 三七

鳥取県告示第十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六十条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十八年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許証 家畜人工授精師として 住 所 氏 名  
 番号 業務を行う家畜の種類

五九五 豚 鳥取県米子市大角 正寿  
 崎一、八〇八

鳥取県告示第二十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病、肝てつ検査及び肝てつ駆除のため、の投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年三月十九日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの、分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの分べん前一ヶ月以内のもの及び分べん後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施期日 別表のとおり

五 注射、検査及び投薬の方法

検査	結核病検査……ツベルクリン皮内注射反応		
	ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応、国際法		
	肝てつ検査……皮内注射反応、虫卵検査		
	投薬		
	肝てつ駆除……ピチノール製剤投与		
別表			
一 実施期日	二 次 実施区域	三 実施場所	
三月二十日	鳥取市湖山	農協前	
三月二十二日	稲葉		
三月二十三日	東郷		
三月二十四日	松保		
三月二十七日	八頭郡若桜町池田区	農協前	
三月三十日	若桜区	若桜市場	
肝てつ検査及び駆除	実施月日	実施区域	実施場所

公 告

昭和三十八年度鳥取県職業訓練所訓練生を次のとおり募集する。  
昭和三十八年三月十九日

一 職種別募集人員及び訓練期間

鳥取県知事 石 破 二 朗

訓練所名	訓練職種	募集人員	訓練期間
米子職業訓練所	機械工 自動車整備工 建築大工 木工 洋裁工 経理事務員	四〇人 四〇人 三〇人 三〇人 三〇人 三〇人	一年(昭和三八、四、一、昭和三九、三、三十一)
倉吉職業訓練所	ラヂオ・テレビ修理工 内燃機整備工 木工	三〇人 三〇人 四〇人	" " "

二 応募資格

義務教育修了者（昭和三十八年修了見込者を含む。）又はこれと同等以上の学力があると認められ、身心共に健康な者（年令、性別は問わない。）

三 応募手続

入所希望者は、昭和三十八年三月十八日までに入所希望の職業訓練所又はもよりの公共職業安定所に入所願書（職業訓練所、公共職業安定所に備えてある。）を提出すること。

四 選考

次の日程により簡単な筆記試験（国語、数学、理科、社会）口答試問及び身体検査を行なう。

訓練所名	選考日	選考場
米子職業訓練所	昭和三十八年三月二十日 九時から	米子市東福原 米子職業訓練所
倉吉職業訓練所	昭和三十八年三月二十日 九時から	倉吉市駄経寺 倉吉職業訓練所

正 誤

昭和三十八年三月五日付け鳥取県教育委員会告示第十三号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	段	行	誤	正
3	下	11	檜岸寺	栖岸寺

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
（定価 一月 二五〇円（郵送料共））